

**品川区社会福祉協議会**

**奨学研究資金**

**平成31年度奨学生募集**

**申請の手引き**

**目 次**

<b>I</b>	<b>品川区社会福祉協議会奨学研究資金について</b>	
1	品川区社会福祉協議会奨学研究資金交付制度の目的	1
2	申請の資格要件	1
3	申請期間	1
4	交付金額と期間、時期および方法等	1～2
5	奨学資金交付候補者の審査・決定・通知	2
<b>II</b>	<b>申請の方法</b>	
1	申請書類	3
2	添付書類	3
3	面接	3
<b>III</b>	<b>奨学資金交付申請書の記入・提出方法</b>	
1	奨学資金交付申請書の記入方法	4
2	申請書類提出先	4

# I 品川区社会福祉協議会奨学研究資金について

## 1 「品川区社会福祉協議会奨学研究資金」交付制度の目的

本事業は、ひとり親世帯の子弟に対し高等学校、大学、短期大学、専修学校の修学のために奨学資金を交付し、その生活の安定と人材の育成を図ることを目的とし制度を設けています。

## 2 申請の資格要件

- (1) 申請の日の1年前から引き続き区内に住所を有するひとり親世帯。
- (2) 高等学校または大学、短期大学もしくは専修学校に在学または入学確定、受験予定の者。
- (3) 経済的理由により修学に困難があると認められる一定の収入基準以下の世帯。

世帯人数	2人	3人	4人	5人
収入基準額 (月額)	272,000円	335,000円	385,000円	425,000円

- (4) 前年度成績の平均が3.5以上の者。
- (5) 修学上、この資金を必要とする者。  
※この奨学資金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、  
(1)～(5)までをすべて備えている者とします。

## 3 申請期間

平成30年11月1日(木)～11月30日(金) 期間厳守

## 4 交付金額と期間、時期および方法等

### (1) 交付金額(平成31年度予定額)

	交付額	募集枠
高等学校	年額100,000円	2名
大学等	年額150,000円	3名

※奨学生に決定した場合、年に2回教材購入のための商品券を、別途交付します。

## (2) 交付の期間

平成31年4月から正規の最短修学年限に限り交付します。

## (3) 交付の時期および方法

奨学資金は毎年度4月に交付します。入学、進級の確認を在学証明書の提出をいただき、小切手で交付します。

## (4) その他交付に関すること

- ・ 交付を受けた奨学資金は返済を要しません。
- ・ 奨学生が以下に該当するときは、委員会の議を経て、該当月から奨学資金の交付を取り消します。

イ、奨学生が休学したとき、または傷病などで修学の見込みがないとき。

ロ、学業成績または素行等が著しく不良となったとき。

ハ、奨学生が区外に転出したとき。

ニ、奨学資金の必要がなくなったとき。

- ・ 交付の取り消しを受けたとき、その取り消し以降の奨学資金を受領しているときは一括して返還していただきます。

## 5 奨学資金交付候補者の審査・決定・通知

- ・ 申請書類（→P3参照）および世帯の収入状況のわかる書類、学校長の成績証明書をもとに、書類審査を行います。
- ・ 書類審査通過者は、民生委員の意見書を添付し面接審査を行います。その後、奨学研究資金運営委員会において審議し、奨学資金交付候補者として可否を決定の上、申請者、保護者連名で通知します。
- ・ 奨学資金交付候補者は平成31年4月に申請の学校へ入学、進学した時点で正式に奨学生として決定します。

## Ⅱ 申請の方法

品川区社会福祉協議会奨学研究資金の交付を希望する方は、「Ⅲ奨学資金交付申請書の記入方法」に基づき、以下の書類に必要事項を記入し、品川区社会福祉協議会庶務係へ持参し提出してください。

### 1 申請書類

- (1) 奨学資金交付申請書

### 2 添付書類

- (1) 平成29年中の収入・所得を証明する書類（原則として保護者のもの）
  - ・給与収入の方 「源泉徴収票」平成29年分
  - ・事業所得の方 「所得税の確定申告書」第一・二表の写し（平成29年分）
  - ・パート、アルバイトの方 「賃金支払明細書」平成29年中のもの全て
  - ・手当、年金 「各種手当、年金の支払い通知等」発行日が最新のもの
- (2) 学校長の成績証明書
  - ・学校長が発行する「通知表、成績証明書等」平成29年度成績の確認できるもの

### 3 面接

平成31年1月中旬に、書類審査通過者に対し申込者および保護者の方と面接を行います。

### Ⅲ 奨学資金交付申請書の記入・提出方法

#### 1 奨学資金交付申請書の記入方法

- (1) 申請書は、必ず該当する本人が油性ボールペンで記入してください。(消せるボールペン等のゲルインキのものは不可)
- (2) 家族構成は、一緒に住んでいる家族全員を記入してください。
- (3) 続柄は、本人からみた続柄を記入してください。
- (4) 申請者、保護者連名の誓約書の印鑑は、親子であってもそれぞれ違う印鑑で押印してください。

#### 2 申請書類提出先（郵送不可・持参のみ）

社会福祉法人 品川区社会福祉協議会  
品川区大井1-14-1 大井1丁目共同ビル  
庶務係（奨学研究資金担当）  
03-5718-7171

申請期間：平成30年11月1日（木）～11月30日（金）期間厳守

**問い合わせ先**

社会福祉法人 品川区社会福祉協議会 庶務係 (奨学研究資金担当)

〒140-0014 品川区大井1-14-1 大井1丁目共同ビル  
TEL 03-5718-7171 FAX 03-5718-7170